

景観法第98条第2項の規定により市町村が景観行政団体 となることに係る協議に関する事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、景観法（平成16年法律第110号）第98条第2項の規定により市町村が景観行政団体となることに係る協議に関する事務処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2 景観法第98条第1項の規定により、市町村が県に代わって同法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理することにつき協議をしようとするときは、当該市町村の長は、次に掲げる事項を記載した協議書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 当該市町村が県に代わって景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理する意思を有すること。
- (2) 当該市町村が景観行政団体となろうとする日（当該市町村が県に代わって景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務の処理を開始しようとする日）
- (3) 当該市町村が行おうとする良好な景観の形成に関する施策に係る次の事項
 - ア 良好な景観の形成に関する方針の概要
 - イ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の概要
 - ウ 景観計画の策定並びに行為の制限に関する条例の制定及び施行に係るスケジュールの概要
- (4) 当該市町村が現に良好な景観の形成に関する条例を施行するなど良好な景観の形成に関する施策を行っている場合にあっては、その概要

(回答)

第3 知事は、第2の規定により市町村長から協議書の提出があったときは、当該市町村が景観行政団体となろうとする日までの間に当該市町村が県に代わって景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理するに当たって必要とされる措置が行われるいとまがないなど景観行政団体の適正かつ円滑な移行に支障があると認める場合を除き、異存ないものとし、その旨を回答書（第2号様式）により、当該市町村長に通知するものとする。

(公示の報告)

第4 第3の規定により通知を受けた市町村長は、景観法第98条第3項の規定により景観行政団体となる旨を公示したときは、当該公示の書面の写しを添付して、当該公示を行った旨を知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月17日から施行する。

青森県知事 様

市 町 村 長 印

景観行政団体に係る協議書

景観法（平成16年法律第110号）第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理したいので、当該事務を処理することについて、同法第98条第2項の規定により協議します。

記

- 1 景観行政団体となろうとする日
年 月 日
- 2 良好な景観の形成に関する施策に係る事項
 - (1) 良好な景観の形成に関する方針の概要

 - (2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の概要

 - (3) 景観計画の策定並びに行為の制限に関する条例の制定及び施行に係るスケジュールの概要
- 3 現に行っている良好な景観の形成に関する施策の概要

市町村長 様

青森県知事



景観行政団体に係る回答書

〇〇市町村が景観法（平成16年法律第110号）第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理することについて、異存ありません。

記

1 景観行政団体となる日
年 月 日

2 公示の報告

景観法第98条第3項の規定により景観行政団体となる旨を公示したときは、当該公示の書面の写しを添付して、当該公示を行った旨を報告してください。

(参考)

【第1号様式の記載例】

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

青森県知事 〇〇〇〇様

〇〇市(町・村)長 〇〇〇〇 印

景観行政団体に係る協議書

景観法(平成16年法律第110号)第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理したいので、当該事務を処理することについて、同法第98条第2項の規定により協議します。

記

1 景観行政団体となろうとする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 良好な景観の形成に関する施策に係る事項

(1) 良好な景観の形成に関する方針の概要

- 市町村の地域の特性等に基づいた景観形成方針など
- 景観計画区域に「都市計画区域」又は「準都市計画区域」を含む予定がある場合にあっては、その旨
- 景観計画に「景観重要公共施設」や「景観農業振興地域整備計画」等を定める予定がある場合にあっては、その旨

※ 上記のような基本的な考え方を簡潔に記載する。

(2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の概要

- 良好な景観の形成のための行為の制限の内容(行為の種類、規模など)
- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に係る事項を定める予定がある場合にあっては、その旨

※ 上記のような基本的な考え方を簡潔に記載する。

(3) 景観計画の策定並びに行為の制限に関する条例の制定及び施行に係るスケジュールの概要

平成〇〇年〇月	住民、専門家等を構成員とする景観施策に関する検討委員会を設置
平成〇〇年〇月	景観施策の基本的方向性などの取りまとめ
平成〇〇年〇月 ～平成〇〇年〇月	景観計画案及び関係条例案の取りまとめ、関係機関との協議
平成〇〇年〇月 ～平成〇〇年〇月	景観計画の策定手続
平成〇〇年〇月	景観計画の策定
平成〇〇年〇月	関係条例制定
平成〇〇年〇月	関係条例公布
平成〇〇年〇月	関係条例施行

※ 想定される範囲で、スケジュールの概要を記載する。

3 現に行っている良好な景観の形成に関する施策の概要

○ 現に良好な景観の形成に関する条例を施行するなど良好な景観の形成に関する施策を行っている場合にあっては、その概要

※ 市町村が景観行政団体となる日において、市町村において景観条例を施行しているかどうかなどにより、当該景観行政団体の事務を処理するに当たって必要とされる措置（準備行為）及び必要とされる準備期間が異なることが考えられる。

【景観行政団体の事務を処理するに当たって必要とされる措置（準備行為）及び準備期間】

- 市町村が景観行政団体となる日において、市町村の景観条例を施行（適用）しているかどうかにより、次のとおり、準備行為及び準備期間の様子の幅が想定される。

市町村が景観条例を施行している場合	市町村が景観条例を施行していない場合
<p>(1) 県景観計画区域から除外（県景観条例の適用除外）されている場合</p> <p>当該市町村の区域については、県景観計画区域から除外され、行為規制等が一元的に施行されていることから、当該市町村が景観行政団体となった場合においても、支障は生じない。</p> <p>したがって、景観行政団体への移行の時期は、任意に設定して差し支えなく、また、景観法に基づく市町村条例の施行の時期は、景観行政団体へ移行した日以後の任意の時期に設定して差し支えない。</p> <p>(2) 県景観計画区域から除外（県景観条例の適用除外）されていない場合</p> <p>景観法に基づく行為規制等の措置が県条例から市町村条例へ移行するため、景観行政団体への移行と同時に景観法に基づく市町村条例が施行される必要がある。</p> <p>したがって、景観行政団体への移行の日までの間に、市町村景観計画が策定され、及び市町村条例が施行されるよう適切な準備期間が確保されなければならない。</p>	<p>左記(2)に同じ。</p>